

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の最大化を目指す経営の推進、経営の透明性確保、社会に対するアカウンタビリティの向上を基本方針とし、以下の体制を構築することによって、コーポレート・ガバナンスの整備に取り組んでいます。

(1) 企業理念

当社の企業理念として、「はずむライフスタイルを提供し、人々を幸せにする」をスローガンに、社名を「株式会社フォーシーズHD」(英語: 4CsHD Co.,Ltd.)としております。この社名のフォーシーズ(4Cs)は「顧客(Customer)を創造(Creation)し、顧客を大切(Cherish)にすることで社会貢献(Contribution)する」という意味を込めており、これら英単語の頭文字、4つのCを現わしております。さらに、Harmonious Development(環境・人と調和して発展していく会社)、HAZUMUをDailyに(はずむライフスタイルのある毎日)をHDの新たな意味として位置付け、この社名のもと当社グループは、当社グループに関わる全ての人に感動を提供し、多くの人を幸せにするということを会社の中心において事業を進めてまいります。

(2) 取締役会

取締役会は、6名の取締役で構成し、経営に関する重要事項、財務経理、経営管理に関する重要事項、人事に関する重要事項を協議しています。また、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催しています。当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については事前に経営会議において議論を行い、その審議を経て執行の意思決定を行っています。

(3) 監査役会

当社は、監査役会制度を採用しています。

監査役会は、監査役3名で構成し、原則として毎月1回開催するほか、監査役会において定めた監査計画等に従い、取締役会をはじめとする重要な会議への出席、業務及び財産の状況調査を通して、取締役の職務遂行を監査しています。

(4) 報酬委員会

当社は、取締役会の任意の諮問機関として設置し、報酬の額または算定方法が基本方針に沿ったものであるかを確認し、報酬決定ルールや報酬水準、個別評価及び報酬案等を審議し、取締役会に答申をするものとしております。

(5) 取締役会実効性評価委員会

当社は、取締役会の任意の諮問機関として設置し、課題や改善点を洗い出し、取締役会の実効性を高めるための取り組みにつなげることを目的としております。

(6) 内部統制システム

当社は、金融商品取引法及び会社法に基づく内部統制システムの適切な整備と確実な運用を行っています。内部統制システムとして、当社の職務の効率性向上のための体制、リスク管理体制、コンプライアンス体制及び内部監査体制等を構築・整備し、その充実に努めるとともに、監査役監査が効率的に行われることを確保するための体制や環境の整備を推進しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4】

議決権の電子行使につきましては、第18期株主総会よりインターネットによる議決権行使を導入いたしました。招集通知の英訳につきましては、外国人株主比率等の推移を踏まえ、必要に応じ検討してまいります。

【補充原則3-1-2】

外国人株主比率等の推移を踏まえ、必要に応じ検討してまいります。

【補充原則4-1-2】

当社は、2020年6月25日に「成長戦略に関するお知らせ」に公表しておりますが、その実現可能性等について多方面から検討し、新たな中期経営計画の策定を現在検討中であり、今後計画が整い次第公表させていただきます。

【補充原則4-1-3】

取締役会は、後継者計画を重大な課題と認識しておりますが、現時点では明確に定めておりません。今後、取締役会を通して計画について検討してまいります。

【補充原則4-2-2】

当社取締役会において統一的な自社のサステナビリティを巡る取組みについて基本的な方針は策定されておきませんが、補充原則3-1-3に記載のとおり、サステナビリティを巡る取組みについて積極的に施策を打ち出しております。今後、基本的な方針の整備を行い、実効的な監督機能の一層の向上を目指してまいります。

【補充原則4-3-3】

取締役会は、CEOを解任するための特別な要件、基準等は定めておりません。ただし、CEOの任務懈怠や公序良俗に反する行為等によって企業価値を著しく毀損したと認められ、CEOの解任が客観的に必要と判断される場合には、取締役会において十分に審議した上で決議いたします。

【補充原則4-8-2】

現時点では独立社外取締役は3名であり、経営陣や監査役会との調整の仲介役をあらかじめ選任しておく必要性を認めません。また、独立社外取締役にはそれぞれ独立した立場で第三者的な意見表明、助言等を行うことを期待しており、社外取締役の中で序列をつけたり意見集約を行うことにより、かえって活発な議論を殺ぐことにつながりかねないことから、その必要性はないと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4. 政策保有株式】

当社は、現時点では政策保有株式として上場株式を保有しておりませんが、当社グループが政策保有株式として上場株式を保有する場合には、その保有に関する方針を策定のうえ開示します。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社グループでは関連当事者取引を行う際は、取締役会での審議・決議を要することとしています。なお、特別の利害関係を有する取締役は当該議案についての決議には参加できず、議決権を行使できない旨を取締役会規程に定めております。

また、当社グループの全ての役員に対して、1年に1回関連当事者取引の有無について確認のアンケートを実施することでその管理体制を構築しております。

【補充原則2-4-1】

当社は、取締役に女性が2名(1/3)就任しており、女性の管理職比率も90%以上となっております。また、そのための人員確保に向けた人材育成方針としては、女性のライフイベントに対応できる環境整備を行っております。

【原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金制度を採用しておりませんので、本原則には該当いたしません。

【原則3-1. 情報開示の充実】

(i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社ホームページ(<https://www.4cs-holdings.co.jp/>)に経営理念を掲載しております。

(ii) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書1-1. 基本的な考え方に記載しております。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社は、2021年3月12日の取締役会で「取締役の個人別の報酬等の決定方針に関する件」を決議しております。その基本方針は、取締役の報酬を経営方針の実現を達成するための重要なインセンティブと考え、以下を基本方針としそれぞれの要素を考慮した体系的な設計としております。

1. 「はすむライフスタイルを提供し人々を幸せにする」企業理念を促すものであること
2. 優秀な経営陣の参画と活躍を支える金額水準と設計であること
3. 当社の中長期的な成長への貢献意識を高めるものであること
4. 会社業績との連動性を持つとともに、短期志向への偏重を抑制する仕組みが組み込まれているものであること
5. 株主や従業員をはじめとしたステークホルダーに対する説明責任の観点から、透明性及び公平性及び合理性を備えた設計であり、かつこれを担保する適切なプロセスを経て決定されること

取締役の報酬は、現状は固定報酬のみとなっておりますが、今後につきましては、固定報酬、業績連動賞与及び譲渡制限付株式報酬で構成することを予定しており、具体的な制度構築を行ってまいります。

取締役の報酬水準については、外部環境や市場環境の変化に対して迅速な対応を行うため、外部機関の客観的な報酬調査データ等を活用の上、同業・同規模(売上高・時価総額・連結営業利益等で選定)他業種の企業の役員報酬水準を参考に、毎年検証を行います。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

1. ステークホルダーの期待に応え、当社グループの中長期的な企業価値向上に資する十分な経験と専門性を有すること。
2. 全社的で中立的な見地から、公正な判断を行うことができ、リスクマネジメント能力を発揮できること。
3. 取締役としての責務・役割を適切に果たすために必要となる時間・労力を確保できること。
4. 人格、見識に優れ、高い倫理観を有すること。
5. 会社法第331条第1項に定める取締役の欠格事由に該当しないこと。
6. 社外取締役候補者については当社の独立性判断基準を満たしていること。
7. 当該候補者が選任されることで、経験や専門性の多様性を保持し、取締役会がその機能を最も効率的・効果的に発揮できるとともに、経営の監督が全社に行き届くようバランスがとれること。監査役候補については、監査役会において、財務・会計に関する知識の有無や弁護士としての高い法令順守の精神の有無など適材適所の観点から総合的に判断し選任しております。

(v) 取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
社外取締役、社外監査役の各候補の経歴及び選任理由につきましては、株主総会招集通知に記載しております。

【補充原則3-1-3】

当社は、SDGsへの取組として、

1. 環境配慮型容器の使用
 2. 水の使用を抑えた製品での環境への配慮など、環境に配慮した取組を行っております。
- また、ストレスチェックの実施や予防接種の補助等の健康推進や、働き方の多様性に対応するためテレワークの推進や時差出勤等も推進しております。

【補充原則4-1-1】

取締役会において決議を要する事項については、法令・定款で定められているもののほか、経営に及ぼす重要度などを勘案し取締役会規程を定め決議しております。また、職務権限規程を定め、各職位の職務権限を明確にしております。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、金融商品取引所が定める独立性基準を参考に、専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督又は監査といった機能及び役割が期待

され、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方として選任しております。

【補充原則4-10-1】

当社は監査役会設置会社であり、社外取締役が取締役会の過半数に達していませんが、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任などにつきましては、社外取締役からの意見を積極的に取り入れております。任意の諮問委員会等の設置はないものの、取締役会の機能の独立性・客観性および説明責任の強化は適切になされております。

【補充原則4-11-1】

当社取締役会は、取締役会の多様性及び全体としての知識・経験・能力のバランスが当社の持続的成長と企業価値の向上に資する候補者を選任するよう努めており、各取締役の知識・経験・能力等を一覧化したいわゆるスキル・マトリックスや、各候補の経歴及び選任理由につきましては、株主総会招集通知に記載しております。

【補充原則4-11-2】

当社取締役・監査役の兼務の状況及び社外役員の取締役会・監査役会への出席状況については毎年事業報告にて開示を行っております。

【補充原則4-11-3】

取締役会の実効性評価については、独立社外取締役を主要な構成員として、任意の取締役会実効性評価委員会を発足しており、取締役会の機能を向上させるという観点から評価手法について、委員会からの意見を積極的に取り入れております。なお、開示についても検討してまいります。

【補充原則4-14-2】

取締役・監査役に対するトレーニングについては、必要に応じ社外の専門家を招いて研修を行うほか、外部セミナーの受講を推奨するなどしており、その費用は会社が負担することとしております。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、代表取締役社長を中心として、IR広報課が担当部門となりIR活動を推進しております。IR活動に必要な情報は、各事業子会社の会議へ定期的に参加することにより、情報を収集し取りまとめております。また、株主からの対話の申し込みに対しては、合理的な範囲内で真摯に対応し、対話を通じて株主から得られた情報の共有を図っております。さらに、株主に当社及びグループ会社への理解を深めていただくための情報発信やコミュニケーションツールとして2020年10月に「4Csサポーターひろば」を開設し、情報公開に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
井 康彦	1,339,280	18.63
株式会社ウェルホールディングス	1,230,500	17.11
ワイズコレクション株式会社	560,000	7.78
Oakキャピタル株式会社	227,800	3.16
近藤 雅喜	50,000	0.69
土田 雅彦	33,500	0.46
片上 哲也	31,000	0.43
青野 雅巳	27,970	0.38
J.P.MORGAN SECURITIES PLC(常任代理人 JPモルガン証券株式会社)	20,000	0.27
神代 亜紀	19,210	0.26

支配株主(親会社を除く)の有無

—

親会社の有無

なし

補足説明

当社は、自己株式を189,410株保有していますが、上記大株主の状況からは除外しています。また、上記大株主の状況における割合(%)は、自己株式を控除して計算しています。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第二部

決算期	9月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
中川 卓也	他の会社の出身者													
柄目 貴弘	他の会社の出身者													
森本 千賀子	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中川 卓也	○	—	グローバルマーケティング、M&Aアドバイザー、デット/エクイティファイナンス、デリバティブ・金融複合商品、ストラクチャードファイナンス・セキュリティタイゼーション、PE・ヘッジファンドの資金調達、IR・コーポレートガバナンス、組織・人材開発プログラム企画実施などに従事されており、当社の事業戦略、資本・財務政策、資金調達、アライアンス、コーポレートガバナンス、採用・インセンティブプラン策定等において一層の強化を図るため選任いたしました。 中川卓也氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、証券取引所が定める独立役員として指定しております。
柄目 貴弘	○	—	キャリア通算で100件以上のM&Aを主担当として手掛けており、合併、会社分割、株式移転第二会社法活用の活用、SPC、ファンド設立対応など様々なスキームの活用にも対応しております。会社の中長期の成長戦略における重要なテーマであるM&Aと資金調達の強化を図るため選任いたしました。 柄目貴弘氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、証券取引所が定める独立役員として指定しております。
森本 千賀子	○	—	エグゼクティブ層の採用支援を中心に、企業の課題解決に向けたソリューションを幅広く提案し、さらに外部パートナー企業とのアライアンスの推進なども遂行しております。また、社外取締役や顧問など多くの企業とのつながりと豊富な人脈をベースに、当社グループのシナジー効果をさらに高めるアライアンス推進の強化を図るため選任いたしました。 森本千賀子氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、証券取引所が定める独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	—
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	7	0	1	3	0	3	社外取締役

補足説明

報酬委員会の「その他」に該当する構成員は社外監査役3名であります。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、監査計画に基づき、連携して財務経理・経営管理の調査等を実施しているほか、必用の都度、意見を交換して情報の共有を図り、効率的な監査を実施しています。
 また、監査役と内部監査部門である内部監査室は、当該事業年度の監査計画に基づき、連携して業務フロー・財務フローの調査等を実施しているほか、必用に応じて監査に関する情報または意見の交換を行うことで効率的な監査を実施しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大木 一顯	税理士													
鬼塚 恒	弁護士													
廣瀬 隆明	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

大木 一顯	○	——	税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度知見を有しており、それらを活かして独立した立場から経営の監督とチェック機能を果たしていただくとともに、当社の経営に有用な指摘、意見をいただくなど社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。 大木一顯氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、証券取引所が定める独立役員として指定しております。
鬼塚 恒		——	弁護士としての豊富な経験と専門知識並びに高い法令順守の精神を有しており、社外監査役の職務を適切に遂行していただけると判断し、社外監査役に選任いたしました。
廣瀬 隆明		——	公認会計士としての専門知識・経験等を当社の監査体制に生かしていただくため、社外監査役に選任いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

——

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社は、今後中期経営計画等の実施に合わせて、業績連動に関する報酬等を検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

——

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役については、報酬総額を開示しています。なお、監査役及び社外監査役についても、報酬総額を開示しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】
原則3-1. (iii)に記載のとおりであります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

内部監査室が窓口として、社外監査役へのスケジュール連絡等のサポートを行う他、業務を補佐する体制をとっています。また、内部監査室と連携を図り、必要な報告を受ける等、双方の情報交換を行っています。このほか、特に重要な案件に関しては、事前に取り締役、監査役など、必要なメンバーを集めた報告会を行うことにより、監査役会・取締役会での議論に資するよう情報共有を図っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、経営の適法性、妥当性、動機性及び透明性を確保するため、以下のようなコーポレート・ガバナンス体制を構築しています。経営の意思決定及び業務執行の機動性の確保のため、取締役会については取締役6名で構成しており、会社の経営方針その他重要事項を決定し、会社の業務遂行を効率的に行うための実質的な経営課題の協議の場として、取締役の過半数にて構成される定例の取締役会を原則月1回開催するほか、個別案件については適宜開催し、経営の意思決定を迅速に行っています。このほか、当社は監査役会制度を採用しており、当該監査役会は独立性の高い社外監査役3名で構成され、取締役の職務執行の監査にあたっています。社内の課題と各専門分野に精通する実務経験豊富な社外監査役による監査役監査が効果的に機能しています。また、監査役の職務をサポートするスタッフの配置、内部統制事務局や内部監査室との連携等により、監査役の機能強化を図っています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、上記のとおり、取締役の経営監視機能につき、責任と権限を明確にしています。また、取締役会の決裁権限を明確にし、監査役会、内部監査室、コンプライアンス委員会等によるモニタリングを適切に組み合わせることによって、公正かつ効率的な企業経営を行えるものと考えています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の方々が十分な議案の検討時間を確保できるよう、招集通知の発送早期化に努めており、法定期日より前に発送しております。
電磁的方法による議決権の行使	第18期定時株主総会より、インターネットを利用した議決権行使を採用しております。
その他	招集通知は発送期日前に東証に開示とともに、当社HPに掲載し、議決権行使の円滑化に関する施策を実施しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	当社HPに、会社概要・事業内容及び四半期決算ごとに決算説明動画を掲載しております。今後もコロナウイルスの影響等を考慮しながら、個人投資家向けのIR説明会の実施も検討してまいります。	あり

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社HPIに、会社概要・事業内容及び四半期決算ごとに決算説明動画を掲載しております。今後、機関投資家の株式保有比率を鑑みながら、アナリスト・機関投資家向けのIR説明会の実施も検討してまいります。	なし
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後必要に応じて検討してまいります。	なし
IR資料のホームページ掲載	適時情報開示と同時に当社HPIに掲載しています。 当該IRに関するURL: https://www.4cs-holdings.co.jp なお、掲載資料は、決算短信、有価証券報告書等、株主総会の招集通知(決議通知)、投資に関する説明会資料、各種リリース資料です。	
IRに関する部署(担当者)の設置	人事総務部 IR広報課	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	人事総務部IR広報課が担当部門として、環境、安全衛生、社会活動等の方針、計画等に関して部門横断的に協議し実行しています。さらに、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの方針、計画等に関して部門横断的に協議しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	文書管理規程において、情報の保管とともに適切な情報の公表についても定めています。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての概要は以下のとおりです。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会規程・監査役会規程の見直しを行い役員倫理に関する不足事項があれば改定し、必要に応じ弁護士を起用法令定款違反行為を未然に防止する。取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は直ちに監査役及び取締役会に報告するなどガバナンス体制を強化する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

取締役会等の重要な会議の議事録のほか、各取締役が職務権限基準に基づいて決裁した文書等、取締役の職務執行に係る情報は、法令ならびに文書管理規程の定めるところにより、文書または電磁的媒体記録し、検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持する。

(3) 当社及び当社子会社のリスク(損失の危険)の管理に関する規程その他の体制

イ. 当社グループは、業務執行のリスクとして、以下のリスクを認識し、その把握と管理についての体制を整える。

- ・事業を遂行する上でのリスク
- ・事業体制についてのリスク
- ・投融資等についてのリスク

ロ. 当社グループのリスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、リスクについて管理責任者を設定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、各社の社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チーム及び弁護士等を含む外部アドバイザーチームを編成し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については事前に経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行う。

ロ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、取締役会規程において、それぞれの責任、執行手続きの詳細について定める。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス基本理念を定め、内部統制システムの構築・維持・向上を推進するとともに、その組織として内部監査室を強化する。

ロ. 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、社内通報システムを整備し、社内通報規程に基づきその運用を行う。

ハ. 監査役は当社の法令遵守体制及び内部者通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善案の策定を求めることが出来る。

(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 当社は、関係会社管理規程に基づき、対象となる子会社の事業運営について、その自主性を尊重しつつ、当社における合議・承認事項及び

当社に対する報告事項等を明確にし、その執行状況をモニタリングする。

取締役は、子会社において、不正行為又は法令及び当該子会社の定款、社内規程等に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上疑義のある事実を発見した場合、代表取締役社長及び取締役会並びに監査役に報告する。

ロ. 子会社は、当社による経営管理、経営指導において、不正行為又は法令及び定款、社内規程等に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上疑義のある事実を発見した場合、当社コンプライアンス委員会又は内部監査室に報告するものとする。

同委員会は、直ちに意見を付して代表取締役社長及び取締役会並びに監査役にこれを報告する。

監査役は、これにつき意見を述べるとともに、その改善を求めることができる。

(7) 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

イ. 監査役職務を補助すべき使用人として、内部監査室員から監査役補助者を任命できる。監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定し、取締役からの独立を確保する。

ロ. 監査役補助者に任命された者は業務の執行にかかる職務を兼務しないこととする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告者に対する不利な取り扱いを禁止する体制

イ. 内部監査規程を定めることとし、当該規程に基づき、取締役及び使用人は当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役にその都度報告するものとする。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

ロ. 社内通報規程の定めに従い、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について、監査役への適切な報告体制を確保する。

ハ. 当社は、監査役又は監査役会に上記イ又はロの報告を行ったものに対し、社内通報規程に基づき、報告をしたことを理由とする不利な取り扱いを禁止することとする。

(9) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用等の処理にかかる方針に関する事項

監査役が職務の執行について生ずる費用等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用等の償還請求に応じることとする。

(10) 監査役職務の実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役会設置会社として、監査役職務が実効的に行われることが可能となるよう、次の取組みを行う。

イ. 実効的な監査が行われるようにするため、監査役は、取締役会への出席に際し、事前に付議事項について報告を受けることとする。また、監査役は、会社の重要会議に出席するほか、協議・決定された社長決裁(稟議)事項及び報告事項について書類を閲覧し、報告を受けることとする。

ロ. 当社は、「監査役監査基準」を制定し、監査役の職責と心構えを明らかにするとともに、監査体制のあり方並びに監査に当たっての基準及び行動の指針を定めるものとする。また、監査役会に関しては、「監査役会規程」を制定し、招集等の手続き、監査報告書の作成要領、決議・報告・協議を要する事項等、監査役会に関する事項について定め、その適正な運営及び審議の充実を図ることとする。

ハ. 監査役は、取締役との定期的な協議、内部統制事務局及び内部監査部門との意見交換等を通じて、執行部門との意思疎通を十分に図ることとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、会社組織として毅然とした姿勢で臨み、不当・不法な要求に応じないことはもちろん、一切の関係を遮断することとする。反社会的勢力及び団体に対しては毅然とした姿勢で臨むことを明らかにするため、「リスク管理規程」において、これを明確にリスクとして記載し対応担当部門を明らかにすることとする。警察当局、関係団体などと十分に連携し、反社会的勢力及

び団体に関する情報を積極的に収集するとともに組織的な対応が可能となるよう体制の整備を進めることとする。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方に従い、体制の充実に向けて努力してまいります。

【参考資料: 模式図】

